

令和6年度事業報告書

当支援センターにおける令和6年度の事業計画は、「被害者等の要望に応え、県民に必要とされる支援センターづくり」を重点目標とし

- 被害者等支援活動の充実、強化
- 犯罪被害相談員及び支援員の確保・育成等人的基盤の強化
- 自立に向けた財政基盤づくりの強化

を重点推進事項として、事業を推進した。

1 法人の概況

(1) 設立年月日

平成21年4月8日 任意団体として設立

平成23年4月1日 一般社団法人設立登記

平成25年4月1日 公益社団法人設立登記

(2) 定款に定める目的

当法人は、犯罪、事故・災害等（以下「犯罪等」という。）による被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）に対して、精神的支援その他の各種支援活動を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって被害者等の被害の回復及び軽減に資することを目的とする。

(3) 定款に定める事業内容

- ア 被害者等に対する電話相談及び面接相談事業
- イ 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者の裁定申請手続の補助に関する事業
- ウ 物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法による被害者等への直接的支援に関する事業
- エ 被害者等に関する支援の必要性に関する広報及び啓発活動に関する事業
- オ 関係機関・団体等との連携による被害者等の援助事業
- カ 被害者支援ボランティアの養成及び研修に関する事業
- キ 被害者等の実態に関する調査及び研究に関する事業
- ク 被害者自助グループへの支援に関する事業
- ケ その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(4) 会員の状況

ア 正会員（令和7年3月31日現在）

個人 15 名、団体 4 団体

イ 賛助会員（令和7年3月31日現在）

個人 158 名 法人 114 団体

(5) 主たる事務所の所在地

徳島市福島1 丁目1 番1 3 -1 0 1 号

(6) 管理～執行体制

役 職	氏 名	常勤・非常勤別
理 事 長	大 塚 龍 一 郎	非 常 勤
副 理 事 長	三 原 由 紀 子	非 常 勤
副 理 事 長	豊 永 寛 二	非 常 勤
理 事	今 井 幸 三	非 常 勤
理 事	宇 山 喜 久 雄	非 常 勤
理 事	藤 本 顕	非 常 勤
理 事	内 海 千 種	非 常 勤
理 事	永 本 能 子	非 常 勤
理 事	清 家 政 明	非 常 勤
理 事	阿 部 和 英	非 常 勤
理 事	岡 崎 史 朗	非 常 勤
専 務 理 事	尾 田 正 宏	常 勤
監 事	大 石 真 紀	非 常 勤
監 事	濱 井 利 昭	非 常 勤

計 14 名

(7) 管理～業務体制

センター長兼専務理事（犯罪被害相談員）	常 勤	1 名（男性）
所員（経理担当・犯罪被害相談員）	非常勤	1 名（女性）
所員（庶務担当・人材育成対象）	非常勤	1 名（女性）
所員（支援活動総責任者・犯罪被害相談員・臨床心理士）	非常勤	1 名（女性）
所員（犯罪被害相談員・公認心理師・臨床心理士）	非常勤	2 名（女性）
所員（犯罪被害相談員）	非常勤	3 名（男性 2, 女性 1）

計 9 名

(8) 犯罪被害者等早期援助団体

平成 27 年 6 月 25 日、徳島県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受ける。

2 公益目的事業

(1) 被害者等に対する電話・面接相談事業

ア 電話相談 令和6年度中、145件（前年度128件）の電話相談を受理した。

イ 面接相談 令和6年度中、主にカウンセリングを中心とした面接相談を21件（前年度48件）その内カウンセリング15件（前年度43件）を受理した。

ウ メール相談等 令和6年度中、0件（前年度0件）であった。

(2) 被害者等に対する直接的支援活動事業

県警察等から情報提供を受け、支援活動に着手したケースなど、直接支援件数は21件（前年度17件）であった。

○直接支援状況（令和6年度）

- ・裁判関連支援 21件
- ・行政窓口への付添 0件
- ・病院への付添 0件
- ・その他 0件
- ・経済的支援 0件（支援金等の申請補助）

(3) 広報・啓発活動事業

ア 各種広報・啓発活動

(ア) ホームページによる情報発信

当センターの活動や被害者支援活動を広く一般に周知するため、相談電話の案内、イベントの告知、活動状況等をホームページに掲載し、適宜更新するなど、効果的な情報発信に努めた。

(イ) 機関誌「センターだより」の発行

「センターだより」を7月（750部）、1月（750部）の2回発行し、賛助会員等との情報共有に努めたほか、関係機関や講演会参加者等に配布することで、当センター活動状況等の周知を図った。

(ウ) 広報グッズ等の作成と活用

広報用リーフレットや広報カード、クリアファイル等をセンター主催行事参加者等に配布し、当センターの活動状況の広報やファンドレイジング活動に参加した。また、被害者支援バッグ、広報用ボールペンを作成した。

(エ) SNS等を利用した情報発信

全国被害者支援ネットワークの公式SNSに、センターの実施したイベントの広報素材を提供し全国に発信された。

(オ) 被害者支援ポスターの募集とカレンダーの作成

徳島県教育委員会の後援のもと、小学生から一般までの幅広い県民を対

象に、被害者等の置かれた状況を正しく理解し考えることを目的とした犯罪被害者支援ポスターの募集を行った。優秀作品展示を講演会会場（11月29日）で行い、センターHPに掲載、令和7年のカレンダー素材に活用して会員や関係機関に配布する等の広報活動を行った。

（カ）広報用パネル等の掲示

令和6年11月25日～令和6年11月29日までの間、県主催の人権啓発パネル展が開催され、徳島県庁1階の広報ブースに、センターの被害者支援パネルと募集した被害者支援ポスターの最優秀作品4点を掲示し、センターの組織及び活動概要等の広報活動を実施した。

（キ）ハレルヤスイーツキッチン松茂本店内に被害者支援の特設コーナーを設け広報啓発活動を実施

犯罪被害者週間中、特設コーナーにリーフレット、ウェットティッシュ等を設置し、センターの活動内容を紹介し広報活動を実施した。

（ク）徳島県公安委員会の視察

令和6年9月12日、徳島県公安委員会の岡田委員長、稲井委員、三谷委員が当センターを視察、センター職員による業務概要の説明のあと、意見交換を行った。

イ 講演会等の開催

（ア）犯罪被害者支援講演会の開催

令和6年7月22日、徳島県・徳島県警との共催で徳島グランヴィリオホテルに関係機関・県民等約130名を集め「犯罪被害者講演会」を開催した。

講師に愛知県在住の交通事故被害者家族の則竹崇智氏をお招きし、「ながらスマホ運転は危険運転～あれから8年今も敬太と共に」と題し、ながらスマホ運転の撲滅と危険性を訴えた。

（イ）犯罪被害者週間講演会の開催

令和6年11月29日、徳島県・徳島県警との共催で徳島グランヴィリオホテルにおいて犯罪被害者週間講演会を開催した。

講演会は、県民等を対象に、県を挙げて支援に取り組む気運を醸成し、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について理解を深めてもらうことを目的に、犯罪被害者週間中に開催し、関係機関の関係者等約120名が参加した。

新聞記者でもある川名氏は、被害者の父親の部下であり、佐世保小6同級生殺害事件に遭遇した体験から、「誰もが被害者の隣人になる。その時は、寄り添って欲しい」と寄り添う支援の重要性を訴え、犯罪被害者等支援について理解増進を図った。

(ウ)「命の大切さを学ぶ教室」の開催

県内の中学・高校・大学生等を対象に、犯罪被害の悲惨さや遺族の思い、命の大切さについて理解を深めるための「命の大切さを学ぶ教室」を実施した。

開催日	学 校 名	内 容	対象者
5 月 23 日	四国大学	交通事故	学部生
5 月 23 日	徳島文理大学	少年被害	大学院生
6 月 7 日	加茂名中学校	少年事件	第3 学年
6 月 26 日	徳島市津田中学校	少年事件	全校生徒
6 月 28 日	小松島南中学校	少年事件	全校生徒
7 月 17 日	鳴門教育大学附属中学校	性犯罪	第3 学年
10 月 4 日	広沢自動車教習所	交通事故	指導者
11 月 7 日	石井町高浦中学校	交通事故	全校生徒
12 月 9 日	徳島文理大学	交通事故	学部生

(4) 関係機関・団体との連携による被害者等への支援事業

ア 全国被害者支援ネットワークや各県被害者支援団体との連携

全国事務局長等会議（4 月 16 日）は東京において、上半期の中国・四国ブロック事務局長等会議は、広島県（9 月 6 日）において開催されセンター長が出席した。下半期に開催された中国・四国ブロック支援活動責任者交流会には、当センターから支援活動責任者が出席し、下半期中国・四国ブロック研修会は、本県が主催し、センチュリープラザホテルで開催し、理事長以下9 名が参加した。

イ 徳島県警察との連携

(ア) 早期援助団体としての適正な活動

令和6 年度中、10 件（前年度 11 件）の警察情報提供を受理し、迅速な支援活動を推進するとともに、警察との緊密な情報交換と情報管理に努めた。

(イ) 犯罪被害者週間における広報啓発活動での連携

被害者週間中の 11 月 27 日、イオンモール徳島1 階において被害者支援キャンペーンを県警察等と共同で実施し、当センターのリーフレット等を配付し、県民に対する被害者等の置かれた現状や被害者支援の重要性について広報啓発活動を行った。

(ウ) 徳島県犯罪被害者支援連絡協議会等への出席

令和6 年7 月 22 日、県警察本部に関係機関・団体等 38 名を集め開催

された総会に出席し「多数の死傷者が発生した交通事故における被害者等への支援」について、実践的シミュレーションに基づき、支援可能な役割について検討を行い連携強化を図った。警察署については、徳島中央警察署(12月5日)にはセンター長が、徳島名西警察署(12月5日)には、副理事長が出席し、支援可能な役割について検討を行った。

ウ 徳島県との連携

(ア)「令和6年度市町村犯罪被害者等支援条例制定促進会議」で講演

令和6年6月13日、県が主催する市町村犯罪被害者等支援条例制定促進会議が県内各市町村の犯罪被害者等支援主管課長等が参加し、オンラインで開催された。

会議では、徳島県消費者政策課くらし安全担当補佐から、犯罪被害者等支援に係る国・他県の動向や、徳島県犯罪被害者等支援条例及び推進計画について現状説明等があり、センター長が「徳島県犯罪被害者支援条例制定による徳島被害者支援センターの取組み等について」と題した講演を行った。

(イ)「令和6年度犯罪被害者等支援市町村等窓口担当者研修会」の開催

令和7年2月5日、アスティとくしまに犯罪被害者等支援市町村窓口担当者や徳島県犯罪被害者支援連絡協議会会員等19名を集め、徳島県と共催で窓口担当者研修会を開催した。

県の委託事業として開催した研修会では、兵庫県明石市政策局次長の能登啓元氏をお招きし、「市長村で条例をつくる意味」と題した講義の後「不同意わいせつ事件」の仮想事例をもとにグループワークを実施した。

研修会を通して、市町村の窓口担当者や徳島県被害者支援連絡協議会会員等に対し支援に必要な情報提供を行い、相談能力の向上及び関係機関の連携強化を図った。

エ 弁護士会との連携

令和6年11月27日、徳島弁護士会、徳島県警察との三者で「令和6年度被害者支援懇談会」が開催された。懇談会では、警察本部職員による「サイバー空間をめぐる脅威の実態とセキュリティ対策について」と題した講義があり、その後、サイバー事案の事例検討を行った。

令和7年3月21日、四国弁護士会連合会主催の研修「子どもへの性暴力について考える「日本版DBS」法成立、支援者が理解すべきこと」が開催され、当センターからセンター長がオンラインで参加した。

オ 徳島県教育委員会との連携

令和6年11月21日、学校問題解決支援事業におけるケース会議に当センターから副理事長が出席し、問題解決に向け必要な支援について検討を行った。

(5) 人材の育成等人的基盤の強化

ア 大学生等を対象とした「被害者支援を考え・学ぶ講座」の開催

令和6年10月6日、センチュリープラザホテルに県内3大学の大学院生等15名を集め、「令和6年度被害者支援を考え・学ぶ講座」を開催した。

本講座は、徳島県犯罪被害者支援推進計画において示された「大学生等に対する被害者支援の人材育成の強化」に基づき開催したもので、虐待の被害を受けた児童生徒への支援、被害者のPTSDと心理療法、弁護士活動を通して学ぶ法テラスの犯罪被害者支援、犯罪被害者支援活動の歩みと徳島被害者支援センターの取組等について講義が行われ、犯罪被害者等支援に対する理解増進を図った。

イ 臨床心理学専攻大学院生等に対する実習の実施

(ア) 徳島大学

令和6年度臨床心理学専攻実習生3名を、5月1日から12月31日までの間受入れ、毎週月曜日2時間30分の実践実習を実施した。また、7月29日8名の見学実習生を受入れ、センターの活動概要、被害者支援の現状等について実習を実施した。

(イ) 四国大学

令和6年5月23日、同大学において公認心理師養成コースの学部生15名に対し、被害者支援の現状等についての実習を行った。

(ウ) 鳴門教育大学

令和6年12月16日、人間教育専攻大学院生7人を見学実習を受入れ被害者支援の現状等について実習を行った。

ウ 支援活動員養成講座

令和6年度の養成講座を開講したところ19名の応募があり9月7日・21日の入門課程では14名に修了証を交付、11月16日・12月7日の基礎課程では入門課程修了者のうち7名に修了証を交付した。

エ 支援活動員に対する継続研修の実施

支援活動員のスキルアップを図る目的で、犯罪被害者支援講演会等を継続研修として実施した。

オ 預保納付金を活用した職員の人材育成

人材育成対象の職員1名(女性、令和元年10月に指定)に対し、講演会の出席、継続研修の受講、直接支援活動の補助的活動等を通じて、直接支援員養成の目的で指導育成を行った。

カ 全国被害者支援ネットワーク主催研修

当センター相談員2名が、令和6年10月18日東京都イイノホールで開催された「全国被害者支援フォーラム2024」及び10月19日～20日に機

械振興会館で開催された秋期全国研修会に参加した。センター長は、10月18日オンラインで参加した。

(6) 財政基盤確立のための諸活動

当センターの自立に向けた財政基盤の確立を目的としたファンドレイジング活動を推進した。

ア 賛助会員（個人、法人）募集の積極的推進

あらゆる広報活動を通じて、賛助会員の拡大に努めた。

イ 寄付型自販機設置の推進

寄付型自販機設置の新たな協力企業はなかった。

ウ ワンクリック募金活動の推進

令和6年度もワンクリック募金「呼称：おかげさま募金」を継続実施した。

エ 被害者支援商品の販売促進

協賛企業である（株）ハレルヤは、毎年被害者支援対象商品の売り上げの一部を寄附する取組みをしており、令和6年度も継続実施した。犯罪被害者週間中は、ハレルヤスイーツキッチン松茂本店内に特設コーナーを設け、対象商品を増やし、販売促進を図った。

オ その他

募金箱設置の拡充や、イオンの幸せの黄色いレシートキャンペーンへの協力依頼等の活動を行った。

3 収益事業

徳島市富田橋3丁目58番1所在の駐車場（10台分）を賃貸し、これにより得た利益を公益目的事業に使用し、被害者等に対する支援活動の強化を図った。

4 会議

(1) 社員総会

令和6年6月25日、センチュリープラザホテルにおいて開催

ア 決議事項

第1号議案 令和5年度決算書類等承認に関する件

イ 報告事項

報告第1号 令和5年度事業報告書に関する件

報告第2号 令和6年度事業計画書に関する件

報告第3号 令和6年度収支予算書に関する件

(2) 第1回理事会

令和6年6月6日、センチュリープラザホテルにおいて開催

ア 決議事項

- 第 1 号議案 令和 6 年度社員総会に関する件
- 第 2 号議案 令和 5 年度事業報告案に関する件
- 第 3 号議案 令和 5 年度決算書類等に関する件
- 第 4 号議案 感謝状の贈呈に関する件

イ 報告事項

- 報告第 1 号 2024 年度預保納付金支援事業助成契約について
- 報告第 2 号 令和 6 年度犯罪被害者等支援体制強化事業の委託契約について
- 報告第 3 号 令和 6 年度犯罪被害者等支援業務の委託契約について
- 報告第 4 号 令和 6 年度男性性暴力被害者等支援対応業務の委託契約について
- 報告第 5 号 理事長等の職務執行状況報告について

(3) 第 2 回理事会

令和 7 年 3 月 24 日、センチュリープラザホテルにおいて開催

ア 決議事項

- 第 1 号議案 令和 6 年度補正予算案に関する件
- 第 2 号議案 令和 7 年度事業計画案に関する件
- 第 3 号議案 令和 7 年度収支予算案に関する件
- 第 4 号議案 資金調達及び設備投資の見込に関する件
- 第 5 号議案 事務局職員等の任免に関する件
- 第 6 号議案 支援活動員及び犯罪被害相談員の認定に関する件
- 第 7 号議案 犯罪被害者等給付金申請補助員の認定に関する件
- 第 8 号議案 犯罪被害直接支援員の認定に関する件
- 第 9 号議案 非常勤職員の昇級に関する件
- 第 10 号議案 おかげさま募金に関する件

イ 報告事項

- 報告第 1 号 令和 7 年度徳島県及び徳島県警察委託事業について
- 報告第 2 号 令和 7 年度預保納付金申請状況の報告について
- 報告第 3 号 理事長等の職務執行状況の報告について

5 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

- (1) 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況
 - ・ 理事会は、法令・定款及び理事会運営規程に従い、重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督した。
- (2) 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- ・ 理事会の職務の執行は、法令及び定款に基づいて行われ、その職務執行に係る情報は、法令等に基づき理事会議事録に記載され、その記録の保存・管理は、法令に基づき適切に保存管理している。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ・ 内部の統制については、重要な不備がないかを確認している。

令和6年度事業報告の附属明細書

事業報告の内容を補足する重要な事項がないため、事業報告の附属明細書は作成していない。